

服装の崩れは心の崩れ

——法服の乱れは、宗門の乱れ——

遠藤了義

今から十年ほど前に、東京女子大教授林道義先生が、新聞コラムに日本人の服装が崩れている。「乱れ」というより「崩れ」というべき現象である。服装だけでなく態度も崩れている。

こうした「崩れ」の現象は、心の崩れを表している等々と述べていた。十年も前のことである。さて、宗門の教師の服装はどうであろうか。今回は、礼装は別として常服について論じてみたい。

宗制第二十三号法服規定並び、第一表、第二表、第六条別表、第一図、第二図等の規定があるが、おそらく読んでいる教師は少ない（二枚添付）

第七条常服の道服及び、布教服は黒色とする。但し茶色、又は墨染色のものとするが、本山の貫首様はもとより、若い教師も時折、これ以外の道服を宗門法要を始め、入寺、本葬等正式の場に於いても、着用しているのを見かける。特に洋服の場合は、ワイシャツは白、ネクタイは無地とある。第六条、第二項、折五条には僧階章をつけるものとする。折五条に僧階章を付けていない者や、宗章紋は直系四センチとなっており、これ以外は規程違反である。

特に、大講師以下の教師は、茶金の折五条を付ける事は出来ないはずであるが、茶金の折五条に紫に白線の僧階章を付けている教師がいるが、お笑いである。

女性教師の洋服法衣の布教服の下に着る法服規程が記していないので考察下さい。（下は白いブラウスとか）

念珠も常服の場合は、勤行数珠と規程にはあるが、偉らそうに半装束数珠を持っている教師もいる。

自坊での場合は何でも良いと思うが（本当はいけない事だが）正式の場所に出る場合は、規程がある以上それを守ってもらいたいものである。守れない、又は守らないような規程なら改定するなり、廃止してほしいものである。

今回は法服規程（常服）のみ論じたが、宗規宗制にはいいかげんの所が多いので、宗会議員さんも考えてもらいたいものだ。

宗門全体に折り目の正しさが失われている。服装を正せば、ただちに心が正されるという簡単なものではないが、宗務当局や役職にある者から、せめて規程を守ってってもらいたい。

自分の服装（法服）を点検してもらいたい。服装の崩れは心の崩れを表しているからであり、法服の乱れは宗門全体の乱れではないのか。立正安国・お題目結縁運動も、教師の服装から正していく事が、肝要ではないでしょうか？

合掌

第二十三号 法服規程(第二十二宗会)

第一条 僧侶の法服は、その種類及び裁制による左の三種類とする。

一 袈裟 大衣(九条より二十五条)、七条、五条及び折五条

二 法衣 袍裳、直綴(本衣)、素絹(短絹)、道服及び布教服

三 附装 燕尾帽子、角帽子、指貫、切袴、略袴及び襟巻

第二条 法服のうち、儀式に着用するものを礼装といい、平常着用するものを常服という。

2 礼装及び常服は、第一表のとおりとする。

第三条 礼装は、第一礼装及び第二礼装とし、第二表のとおりとする。但し、第一礼装の場合、茶紋白又は茶金紋の袈裟を以て緋紋白又は緋金紋袈裟に代用することができる。

第四条 宗門の特殊の儀式の場合には、宗務総長は前各条の規定にかかわらず、法服について特別に定めることができる。

第五条 礼装は、特別の場合に限り、僧階の如何にかかわらず、白色、木蘭色、墨染色又は黒色の法衣を着用することができる。

第六条 折五条は、第一図のとおりとする。但し、紋章は宗章に代えてその寺院等の紋章をつけてもよい。

2 折五条には、別表に定めた僧階を表示する記章をつけるものとする。

3 折五条には、宗務役員、宗会議員、宗務所長、布教師、修法師、社会教導師及び声明師等を表示する記章をつけることができる。

第七条 常服の場合の道服及び布教服は黒色とする。但し、茶色又は墨染色のものを着用してもよい。

2 常服のうち、洋服の場合は、布教服又は道服に折五条を着用し、ワイシャツは白、ネクタイは無地のものを着用するものとする。

3 前項の布教服は、第二図のとおりとする。

第八条 法服の副具は、数珠、拂子、中啓、雪洞及び坐具とする。

(宗制四十二)

第九條 檀信徒は、法服を着用してはならない。但し、別表による肩章を用いることができる。

(昭和五十二年四月一日改正施行)

(昭和五十五年四月一日改正施行)

(昭和五十五年十月一日改正施行)

(昭和六十年四月一日号数改正)

(平成四年四月一日号数改正)

附 則

この改正規程は、平成九年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成十四年四月一日から施行する。

(平成二十二年四月一日号数改正)

第二十三号法服規程 第六条 別表

折五等

P 248

准講師	同右	白線一本
講師	同右	白線二本
権大講師	同右	白線三本
大講師	紫	白線四本
権僧都	同右	銀線一本
僧都	同右	銀線二本
権大僧都	同右	銀線三本
大僧都	同右	銀線四本
権僧正	同右	金線一本と太線一本
僧正	同右	金線二本と太線一本
権大僧正	同右	金線三本と太線一本
大僧正	茶	金線四本と太線一本
僧階	地色	横線

〔宗制四十二〕

第二十三号法服規程 第一表

副具				附裝	法衣	袈裟	区分
坐	中	弘	装束数珠	指貫又は切袴	燕尾帽子、襟卷、指貫又は切袴	直袍	礼装
具	啓	子	装束数珠、半装束数珠、勤行数珠	指貫又は切袴	角帽子、襟卷、直綴又は素絹	七大衣	
	中啓又は雪洞		勤行数珠	略袴	道服又は布教服	五条	常服

第二十三号法服規程 第二表 (その二) 第一礼装

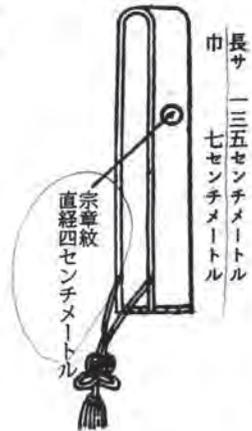
沙弥	補導	准講師	講師	権大講師	大講師	権僧都	僧都	権大僧都	大僧都	権僧正	僧正	権大僧正	大僧正	僧階
木蘭色	茶色	素紫	同右	同右	紫金紋又は紫紋白	同右	同右	茶金紋又は茶紋白	同右	同右	緋金紋	同右	緋紋白	袈裟
同右	黒色	同右	同右	同右	水色	同右	同右	同右	白	同右	浅紫又は白	深紫	深紫又は緋	法衣

〔宗制四十一〕

第二十三号法服規程 第二表 (その二) 第二礼装

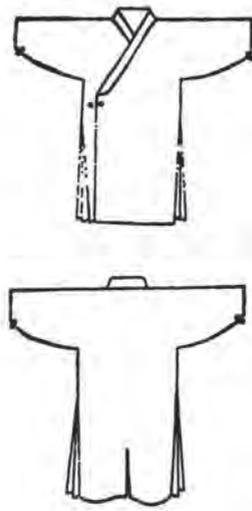
種類	袈裟	法衣	附装	副具
種別	元政七条	直絹綴	角帽切袴	数珠、中啓又は雪洞
色	木蘭	墨染又は黒		

第二十三号法服規程 第一図 折五条

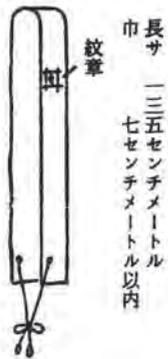


長サ 一三五センチメートル
巾 七センチメートル

第二十三号法服規程 第二図 布教服



第二十三号法服規程 第九条別表



長サ 一三五センチメートル
巾 七センチメートル以内

紋章は「井桁に橋」を用い、寺名を記入する。但し、生地及び房は焦茶とし、紋章及び寺名は白色とする。

〔宗制四十二〕